

2014年9月  
第3号

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会  
—朝鮮学校無償化裁判を支援する会—

# 미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1  
九州朝鮮中高級学校内  
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階  
福岡県朝鮮学校を支援する会  
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-fukuoka.jimdo.com/>  
[musyouka.fukuoka@gmail.com](mailto:musyouka.fukuoka@gmail.com)

## 目次:

第2回口頭弁論  
被告(国)の曖昧な主張

1

## 2014年6月5日 第2回口頭弁論、報告集会

第2回口頭弁論  
高校生の意見陳述

1

被告(国)根拠の薄い、曖昧で抽象的な意見陳述

第2回口頭弁論  
報告集会

2

6月5日 11時から第2回口頭弁論が小倉地方裁判所で行われました。今回も傍聴席86名分に対して117名の応募があるなど、本裁判に対する関心が高まっています。口頭弁論では、被告(国)が第1準備書面陳述を行いました。

無償化問題  
・ 基礎知識

2

無償化裁判の  
全国の状況

3

その要旨は、①学校が支給対象校の要件を満たすかどうかのみで差別したものであって、朝鮮学校を差別したものでない。②設置者による流用のおそれが否定できないので支援金を支給することができない。③不指定処分は、北朝鮮や朝鮮総連の影響が否定できず、「不当な支配」がされている学校は、学校運営を適正に行うことができない状況にあるから、

無償化裁判に対する  
意見交流コーナー

3

弁護団の先生からの  
感想

4



裁判後の報告集会の様子

本件規定13条に適合しない。(※注 無償化問題・基礎知識コーナーで説明)というものでした。

被告の反論は、「流用のおそれ」「不当な支配」などにみられるように、一部マスコミの記事や某団体の機関紙記事を引用しており、根拠の薄い、曖昧かつ抽象的な主張となっていました。

## 高校生の意見陳述、傍聴者に感動を与える

原告側から、2名の高校生が意見陳述を行いました。生徒のプライバシーの保護のために別室での陳述になりました。その要旨は、「自分たちは、日本の高校生と同じように、泣いたり、笑ったり、悩んだり、共に相談したりしながら、朝鮮人として民族の誇りを持ちながら学校生活を送っています。しっかりと勉強して、将来は朝鮮と日本の架け橋になれるように日本の社会で

しっかりと活躍したいと思っています。私たちは、お金が欲しいというわけではありません。日本の学校と同じように扱って欲しいと強く願っているのです。」というものでした。こうした生徒の発言に対して、多くの傍聴者が大きく頷いていました。被告(国)の代理人の弁護士は、生徒の意見をどう受け止めていたのでしょうか。

被告弁護側から、裁判手続で毎

回意見陳述が必要なのかどうか検討して欲しいとの意見が出されました。これに対して、原告側弁護人から「当事者の意見を大切にしたい。意見陳述は今後もお願いしたい。」との毅然たる主張がされました。

署名活動の様子



# 미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

## 国の不誠実な姿勢が明らかに！ 報告集会で！

裁判終了後、弁護士会館5階大ホールで報告集会が行われました。裁判傍聴者、支援者で会場いっぱいになる中で、弁護団事務局長から当日の裁判の意味と経過について説明がされました。

### ■弁護団からの説明

金弁護団事務局長から、本日の裁判の位置づけについて、「被告が第1準備書面を提出したことで、意見陳述したと位置付けられました。したがって、次回は被告の準備書面に対してこちらが反論をする裁判になります。」との説明がありました。

服部弁護団長から 被告(国)の陳

述(反論)の問題点について、「第一回の口頭弁論でも指摘しましたが、被告は「流用のおそれがある」「不当な支配」など噂話の類を根拠に朝鮮学校を無償化適用除外としました。第1準備書面(被告の反論)は、その域を出ていません。この点が決定的な間違いと言えます。

次に被告の準備書面の不備は、無償化の立法目的が語られていないことです。その目的は、経済的負担の軽減と教育の機会均等でした。しかし、被告は意図的に教育の機会均等には触れていません。これに触れると、自分たちのしていることに説明がつかないため、準備書面に

書かないではなく、書けないということです。次回は、この点を中心にしながら、被告の準備書面に対する反論をしていきたい。」と発言がありました。

### ■意見交換での感想

- ・生徒が意見陳述をしている声を聴いて、涙が出るほど感動した。思わず拍手をしたくなったほどであった。
- ・今後も継続的にしっかりと支援していきたい。
- ・自分の知り合いに今日のことを知らせていきたい。など支援の声が多く出されました。

…しっかりと勉強して、将来は朝鮮と日本の架け橋になれるように日本の社会でしっかりと活躍したいと思っています。



裁判後の報告集会の様子

## 無償化問題・基礎知識

### ■被告が主張している本件規定13条とは？

「公立学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給の法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」(適正な学校運営)

13条 前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。という規定です。

即ち、被告は「朝鮮学校は適正な学校運営をしていない」ということを主張しているのです。

### ■被告(国)は、法的には、下位の規定が上位の法律の趣旨を否定するという法律違反を犯しています。

法律が決まれば、それを実行していくために法律施行規則、規定などが作られます。法的な位置づけは、法律が上位で施行規則や規定はその下位になります。

「無償化法」は、日本に居住する高校生に該当するものに教育の機会

均等を保障するために授業料を無償とすると定めています。下位の規定でもって、上位の法律の趣旨を歪め、朝鮮高校のみを除外するのは政治的な意図で朝鮮学校を狙い撃ちしたものです。

### ■無償教育は世界の大きな流れ！

現在、無償教育は世界の趨勢になっています。日本政府は、1966年12月16日「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会規約)を批准しました。しかし、同規約13条2(b)及び(c)の「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していましたが、2012年9月11日、同留保を撤回しました。それにより「特に、無償教育の漸進的な導入により」の規約に拘束されるようになりました。その結果、日本政府は、無償教育を進めていく義務を負ったことになりました。その一つの施策として高校授業料無償化が出てきたと考えられます。しかし、政府は政治的な要素を持ち込み、朝鮮学校のみを除外しています。これこそ国際規約違反であり、人権侵害そのものです。

2014年9月

## 全国の無償化裁判の状況

現在、愛知、大阪、広島、東京、福岡の5地区で高校無償化の裁判が行われています。「高校無償化弁護団全国連絡会」が結成され、全国の情報交換をしながら精力的に裁判闘争に取り組んでいます。その中で、被告(国)の主張・姿勢が明らかになってきています。①朝鮮学校は、朝鮮総連や北朝鮮の強い影響を受けており、「教育への不当な支配」が否定できない。②就学支援金を支給すれば、他への流用が懸念される。という噂話的な根拠を適用除外の理由に挙げています。

不誠実な被告の姿勢が明らかになってきています。より多くの良心的な日本人にこの事実を知らせていくことが重要です。

どの地区も裁判闘争を進めていくうえでの財政確保のために、会費やカンパに加えてグッズ販売やコンサートなどにも取り組んでいます。福岡でも近々の内にグッズ販売をする予定です。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。



高校生による街頭での署名活動



## 無償化裁判に対する意見交流コーナー

裁判を支援いただいている方々の意見交流コーナーです。多くの方々の意見投稿をお願いいたします。

第一回目は、この裁判を精力的に支援いただいているお二人にご意見をお願いしました。(紙面の関係上、要約的な文章になった事をご了承ください。)

### ■中村 元気さん

(日朝学術教育交流協会会長)

—日本の教育の根幹に関わる  
高校無償化裁判—

今、日本では在日朝鮮人・韓国人に対する差別発言(ヘイトスピーチ)が激しく行われています。京都の朝鮮学校・生徒に対する在特会の暴力行為に対する裁判では、勝利判決が出されました。その後、国連人権委員会からも改善勧告が出されました。法的強制力はないのですが、日本政府としては、何らかの対策をしなければいけないでしょう。戦後、日本の教育は6, 3, 3, 4制でスタートをしました。その際、新制の高等学校は義務制ではないが、希望者全員入学を理想とし、将来は授業料も無償とする準義務制的性格が文部省から示されていました。それが、やっと60年以上経っての「高校授業料無償化」実現でした。目的には「・・・日本におけるすべての子どもたちの教育の機会均等に寄与する・・・」と書かれている画期的なものでした。しかし、なぜか、朝鮮学校だけは適用除外されました。政府自らが法的に差別を行ったわけで、絶対に許すことはできません。このことは、朝鮮学校・学生だけの問題ではなく、日本の人権政策や教育そのものが大きく歪められる由々しき問題であることを指摘しておきたいと思います。

### ■梶原 正実さん

(福岡県教職員組合委員長)

同じ日本に住んでいて、同じように学校で学んでいる朝鮮学校の子どもたちだけが授業料無償化の適用除外にされることは人権侵害であるし、差別行為であるとらえています。

教育に携わっている教職員組合としては、憲法にある教育を受ける権利と教育の機会均等を守るたたかいを行ってきました。教育の機会均等という視点から考えると、日本の子ども一人が受ける国・県や市町村からの教育費と朝鮮学校の子どもたちのそれとは大きな格差があります。自治体にもっと補助金を出すように要求していますが、なかなか進まず、逆に補助金削減や廃止が起こっています。

同じ日本で生活している子どもたちどうしがもっとつながってほしいと思います。その点からも同じように無償化の権利を受けてほしいと思います。いま日本の中でヘイトスピーチのような「社会的弱者」を排除する動きがあります。私たちはこれまであらゆる差別をなくすためにとりくんできました。朝鮮学校の子どもたちが無償化の適用を受けられなかったら、また新たな差別を生むこととなります。したがってこの裁判を勝利することは当たり前のことであり、私たち自身の人権を守ることに繋がると考え支援していきます。

## 会費(カンパ)のお願い

本会の趣旨に賛同いただき会費(カンパ)のご協力をお願いいたします。(振込先は4面に記載)

■ 団体会費 一口 5,000円 ■ 個人会費 一口 1,000円

これまで、80万円を超える浄財を集める事が出来ました。厚くお礼申し上げますと共に、裁判の広範な支援の為に、これらも継続的なご協力を呼びかけていきたいと思っております。皆様の暖かいご支援をお待ちしています。



# すべての子どもには学びへの権利があります！

## 弁護団の先生から頂いた感想（無償化裁判弁護団 弁護士 清田 美喜さん）

ミレ通信をお読みの皆様、初めまして。弁護士の清田美喜と申します。5月に弁護団に入り、6月5日の裁判で意見陳述をされた男子生徒さんの聞き取りを担当させていただきました。

今回、聞き取りを通して見えてきたもの、多くの日本の方に伝えるべきこと、についてこの記事を書く機会をいただきました。

最初に意見陳述の基になるメモをいただいたとき、「意見」がともしっかりしている生徒さんだな、という印象を持ちました。例えば、自分が朝鮮学校へ進学した理由として、自分の民族や歴史、言葉についてもっと知り、朝鮮人として生きたいと思ったことを挙げていたことや、自分の民族について学び、朝鮮学校に通うことは当たり前前の権利だということを書いていたことが、とても印象に残りました。私が高校に進学するとき、自分が何のためにこの高校に行くのかということ、これほど真剣に考えたことはありません。朝鮮学校の学生さんはこの若さで、既にこれほど真剣に自分自身や、自分がどう生きるかということに向き合い、それを言葉で表現する力を持っているのだと思うと、衝撃的でした。もっと幼いころから、絶えず自分や自分の民族について考えてきたのだろうと思うと、尊敬の念を覚えました。その一方で、幼いころから考えざるを得ない背景には、日本の社会が良くも悪くも影響を与えているのだろうと想像し、とても複雑な気持ちでした。

他方、メモからは、生徒さんの日常生活や、素の「気持ち」はあまり読み取れず、この辺りをしっかり聞かせてもらいたいな、と考えていました。生徒さん自身が、付け加えたい内容として、「小田山墓地で民族打楽器を演奏したこと」「放課後は日



本の高校生と同じように活動している」とメモに書いてくれていたので、どんな話が聞けるだろうと楽しみな気持ちで、聞き取りの日を迎えました。

聞き取りは、民族打楽器のことを詳しく聞かせてもらうことから始まりました。福岡に長く住んだことがなく、歴史もきちんと勉強していなかった私は、「小田山墓地とはどういうところですか」という質問をしてしまい、同席された先生から、強制連行された方々の墓地ですと教えていただきました。生徒さんも先生もきっと私に呆れたらうと恥ずかしく、申し訳ない気持ちでいっぱいでしたが、日本と朝鮮の歴史をもっと勉強しなければいけないと思うきっかけになりました。

民族打楽器について、話を聞かせてもらう中で、今練習に使っている楽器は、かつて朝鮮学校に通っていた生徒の保護者の方が、これから子どもたちのためにと寄贈してくださったものだということや、今は朝鮮、韓国でも若い人が演奏することの少なくなった伝統楽器だということが分かりました。

本国でも貴重になった文化が、日本の朝鮮学校を通じて若い人に受け継がれていくことは、とても大切なことだと思いますし、親世代以上の人々も、学校を通じて民族について学んでもらいたい、文化を継承してもらいたいと思っていることが伝わってきました。

生徒さん自身も、戦後一世二世の世代の方たちが、子どもたちに朝鮮人として生きてもらいたいと願って、朝鮮学校を作ってくれたと聞いている、無償化の問題を通じて今度は自分たちが後輩たちのためになれば、と話してくれました。朝鮮学校

の生徒さんは、家庭や学校を通じて先代の方々のお話を学び、それをしっかりと受け止めて、受け継いでいっていることが分かります。

就学支援金についても、事前にしっかりと勉強されて、意見を持っていることが分かっていたので、そのことを日常の体験の中で感じたことはあるだろうか、と思い質問してみました。すると、同級生で、中学校から高校に進学するときに、経済的な理由で日本学校へ進学した人たちがいたこと、その人たちがどういう思いでいるかを知りたいと思い、中学校のときにクラスで話し合いを持ったことを話してくれました。幼いころから長い時間を過ごしてきた友人たちに対する思いは、単に仲の良い存在を超えて、自分の一部や家族のような存在なのだろうと思います。学校を通じてその結束が育まれ、子どもたちの心をも育てていることを実感するとともに、就学支援金差別が子どもたちの学習権や、少数民族としての権利を侵害していることを痛切に感じ、改めて憤りを覚えました。

弁護団の一員として聞き取りをする立場ではありましたが、私の方が多くのことを学ばせてもらいました。

生徒さんは聞き取りの中で、「この問題で、今まで全然知らなかった弁護士さんが自分たちのために動いてくれて、感謝している」と言ってくれましたが、この問題は日本社会全体が認識して解決しなければならぬ問題だと思いますし、一人の日本人として、また一人の大人として、朝鮮学校を差別していることは本当に恥ずかしいことだと思っています。

この裁判を通じて、一人でも多くの人がこの差別について知り、おかしいと思うこと、そして一日も早く朝鮮学校に就学支援金が支給されることを願ってやみません。

後日談ですが、生徒さんが法廷で意見陳述をされている間、裁判官の一人がずっと生徒さんの方を向いて、耳を傾けていた姿が印象的でした。これからも弁護団の一員として、原告の皆さんの声を届けるお手伝いができたらと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

### ■ 郵便振込の場合

01750-7-164454

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会

### ■ 銀行振込の場合

福岡銀行折尾支店（普）2988609

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局 ユン キョンリョン

### ■ 労働金庫振込の場合

九州労働金庫福岡県庁前支店（普）6713577

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局員 前海満広

